

制度に関するQ & A

【資料6】

Q 1 なぜ丹波市でパートナーシップ宣誓制度を導入するのですか？

市民一人ひとりの基本的人権が守られ、助け合いながら、安全・安心に暮らすことができることを目指し、性的マイノリティの方への社会的理解や性の多様性を尊重する取組を推進するために導入するものです。

Q 2 パートナーシップ宣誓制度と結婚はどう違うのですか？

結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて行われるもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

Q 3 法的効力がないのに、なぜこの制度があるのですか？

この制度は、お二人のパートナーシップの関係を尊重するものです。この制度をきっかけとして、性的マイノリティの方々に関する社会的理解が進み、性の多様性が尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

Q 4 プライバシーは守られますか？

手続きの際は、個室で対応します。また、提出書類や、記載内容等の個人情報は固く守られます。

Q 5 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

パートナーシップ宣誓書の提出や、パートナーシップ宣誓書受領証の発行に、費用はかかりません。

（※ただし、手続きに必要な書類の発行には手数料が必要です。）

Q 6 戸籍上の性別が同一でないと宣誓できませんか？

性的指向や性自認を理由に法律婚を選択しない、望まない方々もおられますので、戸籍上の性別が異性となるカップルであってもパートナーシップ宣誓制度が利用できるよう、丹波市では、戸籍上の性別は限定しない取り扱いとしています。

Q 7 事実婚の方も宣誓できますか？

事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることのできるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況がかなり異なると認識しています。

当制度は、婚姻に準ずるような法的効力を有しませんが、性的マイノリティ等のお二人の関係を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止める人権尊重の観点から導入するもので、制度の対象者は性的マイノリティの方に限定され、異性愛のみの事実婚の方は対象となりません。

Q 8 丹波市民でないと宣誓できませんか？

一方又は双方が丹波市民か市内への転入を予定している方であれば宣誓できます。転入予定で宣誓する場合は、丹波市に転入することがわかるもの（転出証明書、不動産契約書、住宅賃貸借誓約書等）をご提示ください。

Q 9 なぜ転入予定でも宣誓できるのですか？

丹波市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。ただし、受領証の発行は、住民票を移してからになります。

Q10 同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも同居している必要はありませんが、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常生活を共にすることを約束した関係であることが必要です。

Q11 外国籍の方も宣誓できますか？

外国籍の方も、市民であるか、市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6ヶ月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。



Q12 通称名を使用できますか？

使用できます。性別違和を感じておられる方が使用している自認する性別にあった名前や外国籍の方が使用している日本名が該当します。

通称名の使用を希望する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。

なお、通称名を使用した場合には、交付する宣誓書受領証の裏面に戸籍上の氏名を記載していただきます。

Q13 パートナーシップ宣誓書受領証はすぐにもらえますか？

すぐにお渡しできます。ただし、宣誓書受領証を作成する時間が必要ですので、多少お待ちいただく場合があります。

なお、受領証を交付する日（宣誓日）の1週間前までに、必要書類の提出による事前審査が必要です。

Q14 代理人や郵送による方法だと宣誓できませんか？

市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」等に記入（署名）していただく必要がありますので、代理人や郵送による方法での宣誓を行うことはできません。ただし、自ら記入できないと市長が認める時は、代筆が可能です。

Q15 成りすましや偽装などの悪用はされませんか？

市が宣誓書を受理するとともに受領証を交付する際には、独身であることを証明する書類と本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

Q16 家族制度や婚姻制度に影響を及ぼすものではないですか？

当該制度は、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではないため、家族制度や婚姻制度に何らかの影響を与えたり、法の改正につながるものではありません。

性の多様性を尊重し、性的マイノリティの方々への社会的理解が広がり、生きづらさの解消や改善につながっていくことを期待して導入するものです。

Q17 パートナーシップ関係を解消した場合の対応はどうしたらいいですか？

パートナーシップ関係を解消した場合は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届に必要事項を記入し、パートナーシップ宣誓書受領証をお二人とも返還していただくことになります。